

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）変更案

1 趣旨

大阪市における「多様な集団活動事業の利用支援事業」の実施に伴い、大阪市こども・子育て支援計画（第2期）の変更を行う。

2 変更内容

(1) 「第4章 こども・子育て支援法に基づく市町村計画」への追加

地域子ども・子育て支援事業に「13 地域における小学校就学前に子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」を追加する。

【大阪市こども・子育て支援計画（第2期）本編 掲載箇所】

(P48)

事業等		提供区域
就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）		
1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）	行政区
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）	行政区
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）	行政区
地域子ども・子育て支援事業		
1	延長保育事業（時間外保育事業）	行政区
2	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業	行政区
3	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	市全域
4	地域子育て支援拠点事業	行政区
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	行政区
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	行政区
7	病児・病後児保育事業	市全域
8	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	行政区
9	利用者支援事業	行政区
10	妊婦健康診査	行政区
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
12	養育支援訪問事業 (子ども家庭支援員・エンゼルソポーター・専門的家庭訪問支援事業)	市全域
13	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（※）	—

※13については、「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定める事業の対象外となっています。

(P57)

(13) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

【こども青少年局】

(2) 「第5章 基本施策と個別の取組み」への追加

次の施策における取組として、「(237) 地域における小学校就学前に子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」を追加する。

基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します
基本施策（1）こども・青少年が自立して生きる力の育成
施策1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します
施策2 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します
施策3 社会で共に生きていく力を育成します
施策4 健康や体力を保持増進する力を育成します
施策5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します
施策6 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します
施策7 勤労観・職業観を醸成し、社会的・経済的自立を支援します
施策8 地域における多様な担い手を育成します
基本方向2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します
基本施策（1）安心してこどもを生み、育てることができる仕組みの充実
施策1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実します
施策2 思春期の子どもの健康を守る取組を充実します
基本施策（2）身近な地域における子育て家庭への支援の充実
施策1 子どもの健康や安全を守る仕組みを充実します
施策2 子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します
基本施策（3）家庭の状況に応じた子育て支援の充実
施策1 ひとり親家庭への支援を充実します
施策2 障がいのある子どもと家庭への支援を充実します
施策3 長期にわたり療養を必要とする子どもと家庭への支援を充実します
施策4 外国につながる子どもと家庭への支援を充実します
基本施策（4）多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等の充実
施策1 仕事と出産・子育てを共に選択できる保育サービス等を充実します
施策2 保育の質を向上します
基本施策（5）子どもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
施策1 子どもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します
基本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します
基本施策（1）虐待の被害から子ども・青少年を守る仕組みの充実
施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します
施策2 虐待を受けた子どもへの支援の仕組みを充実します
基本施策（2）社会的養育を必要とする子ども・青少年の養育環境の充実
施策1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します
施策2 子どもの権利擁護の取組を推進します
施策3 家庭支援及び子ども・青少年の自立支援の仕組みを充実します
基本施策（3）子どもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実
施策1 子どもの貧困対策を推進します
施策2 いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します
施策3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します
施策4 子ども・青少年が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります
施策5 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します